

産業廃棄物処理施設設置（新規）事前協議書審査表（積替え・保管施設）

申請者（ ） [特別管理産業廃棄物該当（有・無）]

事 項	添付	審査	審 査 内 容
産業廃棄物処理施設（変更）事前協議書（指導要綱第5条）			様式が正しいこと。（指導要綱様式第1号） 申請者の欄の住所、氏名、電話番号、担当者及び連絡先を記入。
設置者の区分			排出事業者、処理業者の区分がされていること。
設置を予定している処理施設の種類の			積替え・保管施設と記入。
処理する産業廃棄物の種類			取り扱う産業廃棄物の種類を正しく記入。（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物も区別して記入。
設置予定場所			施設（関連付帯設備を含む。）の設置場所が正確に記入されていること。（4と照合）
着工予定年月日			記入されていること。
処理施設の概要（処理能力）			面積、保管量及び保管上限が記入されていること。（1（3）、3と照合）
施設の処理方式、構造及び設備の概要			「別紙図面のとおり」等と記入。（3の添付を確認）
変更の場合	変更の内容		本変更前後の処理能力等が適正に記入されているか。 変更前、変更後の平面図、立面図、断面図、構造図等が添付されていること。
	変更の理由		変更計画に照らし、妥当であるか。

【添付書類】Ⅰ（指導要綱別表）

No	添 付 書 類	添付	審査	審 査 内 容
1	事業計画の概要を記載した書類（別表2）			様式が正しいこと。（省令様式第6号の2 1～5面） 変更の場合は変更の内容が確認できるよう記載すること。
	(1) 事業の全体計画			全体計画を明確かつ簡潔に記入（どこから出る何をどこに運搬するのか。すべての（特別管理）産業廃棄物の種類を確認すること。）
	(2) 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類及び運搬量 等			各種類ごとに（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物等とそれ以外に分けて）記入。 各項目ごとに代表的な排出事業場及び運搬先の名称を記入。 各所在地は地番まで正確に記入すること。
	(3) 運搬施設の概要			運搬車両一覧及び事務所・駐車場の所在地を記入。
	① 運搬車両一覧			その他の運搬施設概要（運搬容器等）を記入。
	② その他の運搬の概要			積替え・保管施設の概要（保管上限の計算を含む）を記入。保管基準に適合していること（3と照合）。
	③ 積替施設又は保管施設の概要			事業のフロー、車両ごとの用途、営業時間、休業日、従業員数を記入。従業員数が事業計画に対して十分であること。
	(4) 収集運搬業務の具体的な計画			悪臭及び廃棄物の飛散流出防止対策を記入（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を運搬する場合はその区分方法も記入）。 積替え・保管する場合は、区分方法及び飛散・流出・汚水・地下浸透・悪臭、衛生害虫等の対策について具体的に記入。
	(5) 環境保全措置の概要			積替え・保管施設の位置図（縮尺1/25,000程度のもの）
2	施設の位置図（縮尺1/25,000程度のもの）及び付近の状況のわかる地形図（縮尺1/2,500程度のもの）（別表3）			積替え・保管施設付近の状況のわかる地形図（縮尺1/2,500程度のもの）
3	施設の構造・能力を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書（別表5）			構造等に関する基準（法令・要綱）への適合策を記載した書類
				積替え・保管施設の平面図（寸法の入ったもの）
				積替え・保管施設の立面図（寸法の入ったもの）
				積替え・保管施設の断面図（寸法の入ったもの）
				積替え・保管施設の構造図（寸法の入ったもの）
				積替え・保管施設的面積、容積に関する計算書
				積替え・保管施設が囲いに接する場合、囲いの安定計算書
4	施設の設置場所の字図、地番等の一覧及び土地の登記事項証明書（別表6）			積替え・保管施設に係る土地の登記事項証明書（所有権を有しない場合、継続使用の確認できる賃貸契約書の写し等）
				合成字図（保管施設を字図に記載した図面）及び積替え・保管施設に係る地番の全景が確認できる公図
5	施設の設置に係る関係法令の規制状況（別表10）			（要綱様式第6号） 関係法令の規制に漏れないか。
6	知事が必要と認める書類（別表11）			地域と合意形成がなされているか。（要綱第6条第1項に規定する処理事業者に限る。） 関係地域と施設との位置関係を示す図面。 現許可証の写し。